

## 富士宮市看護学生修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士宮市看護学生修学資金貸与条例（平成24年富士宮市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請手続)

第2条 条例第4条の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、看護学生修学資金貸与申請書兼誓約書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 健康診断書
- (3) 履歴書
- (4) 在学証明書
- (5) 高校卒業時等の成績証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(連帯保証人の要件)

第3条 条例第5条の連帯保証人は、申請者が未成年者であるときは、そのうち1人はその者の法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、申請者は直ちに連帯保証人変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸与決定の通知)

第4条 市長は、条例第6条の規定により修学資金貸与の決定をしたときは、看護学生修学資金貸与承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、貸与の決定に当たり、必要と認めるときは申請者の面接を実施することができる。

3 申請者は、貸与の承認決定を受けたときは、借用証書（第4号様式）を提出しなければならない。

(貸与決定取消しの通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により修学資金貸与の決定を取り消したときは、看護学生修学資金貸与決定取消通知書（第5号様式）により、貸与の承認決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）に通知するものとする。

(貸与停止の通知)

第6条 市長は、条例第8条の規定により修学資金貸与を停止したときは、看護学生修学資金貸与停止通知書（第6号様式）により、貸与決定者に通知するものとする。

（返還猶予の申請等）

第7条 条例第10条第2項の規定による返還猶予の申請は、看護学生修学資金返還猶予申請書（第7号様式）によるものとする。

2 条例第10条第3項の規定による返還猶予決定の可否の通知は、看護学生修学資金返還猶予承認（不承認）決定通知書（第8号様式）によるものとする。

（返還債務の免除の申請等）

第8条 貸与決定者は、条例第11条の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、看護学生修学資金返還債務免除申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、免除の可否を決定し、看護学生修学資金返還債務免除承認（不承認）決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（異動の届出）

第9条 貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（第11号様式）

(2) 大学又は大学院を休学し、停学し、復学し、又は退学したとき 休学・停学・復学・退学届（第12号様式）

(3) 修学資金の貸与を辞退するとき 修学資金貸与辞退届（第13号様式）

(4) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき 連帯保証人氏名・住所変更届（第14号様式）

(5) 養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき 卒業（修了）届（第15号様式）

(6) 看護師等の免許を取得したとき 看護師等免許取得届（第16号様式）

2 連帯保証人は、貸与決定者が死亡した場合には、直ちに死亡届（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。